



令和3年度（第14期）官民協働海外留学支援制度
～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～ 地域人材コース
「奈良を『開く』人材」グローバル人材育成プロジェクト
募 集 要 項

奈良県奈良市の高等教育機関、地方公共団体及び地域の支援企業・団体等で構成する奈良市留学支援コンソーシアムでは、令和3年度後期（第14期）官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～「地域人材コース」の派遣留学生となる学生を募集します。

＜官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～について＞

「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）に基づき、我が国の学生の海外留学を倍増するという政府の目標の下、官民が協力して海外留学を支援するために創設された「グローバル人材育成コミュニティ」に参画する企業等からの支援により、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）は、“産業界を中心に社会で求められる人材”、“世界で、又は世界を視野に入れて活躍できる人材”の育成という観点から支援するのにふさわしい学生を募集します。

官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～（以下「本制度」という。）は、海外での「異文化体験」や「実践活動（※）」に焦点を当てた留学を推奨することにより、学生時代により多様な経験と、自ら考え行動できるような体験の機会を提供します。そのため、諸外国の大学等といった教育機関での留学だけでなく、学生が自ら定めた明確な目的と意欲的な目標に基づき立案した実践活動の含まれる留学計画を支援することで、個性あふれる多様な派遣留学生のネットワークを形成し、グローバルに活躍できる力の育成と自らの経験を新しい留学文化の醸成に還元してもらうことを目的としています。

（※）実践活動とは、座学や知識の蓄積型ではなく「実社会との接点」から多様な学びを得ることができる学修活動（インターンシップ、フィールドワーク、ボランティア、プロジェクトベースドラーニングに限らず、上記の趣旨に沿う多様な学修活動）のことをいいます。

本制度は、我が国の大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）に在籍する日本人学生等に対し、諸外国への留学に必要な経費の一部を奨学金等として支給するとともに、留学経験の質を高めるため、留学の前後に行う研修（以下「事前・事後研修」という。）の提供、及び留学後の継続的な学習や交流の場としての派遣留学生のネットワークの提供を行います。

本制度では、「日本再興戦略」や産業界の意向を踏まえ、自らの明確な目的に基づいた実践的な学びによる育成を焦点に、理系分野、複合・融合分野における留学、新興国への留学、諸外国におけるトップレベルの大学等への留学、将来日本の各地域で活躍することを希望し留学する学生であって、人物に優れ、かつ、経済的支援が必要である学生を支援します。また、学生の海外留学を促進するという観点から、各領域でリーダーシップを発揮する多様な人材を支援すると同時

に、支援を受けた学生が留学の前後を通じて留学の意義や成果を積極的に発信等することで、海外留学の機運を高めることを目的としています。

申請コース等の詳細については、本制度の募集要項及び以下のウェブサイトを参照してください。

- ・トビタテ！留学 JAPAN ウェブサイト：<http://www.tobitate.mext.go.jp/index.html>

<「地域人材コース」について>

地域人材コース（以下「本コース」という。）は、海外留学と地域企業等でのインターンシップを組み合わせた地域独自のプログラムを通じて、地域の活性化に貢献し、地域に定着する意欲のあるグローバル人材（グローバル人材）の育成を目的としています。プログラムの企画・運営等は、地域の企業、地方公共団体、高等教育機関等により構成されるコンソーシアム（地域協議会）が主体となって行います。したがって、本コースの対象となる学生の要件、プログラムの内容、募集・選考方法等は地域（原則として都道府県、政令指定都市又は中核市）の産学官が連携して実施する「地域事業」ごとに異なります。

機構は、採択された地域事業に対し、地域の資金拠出額に応じて、学生に対する奨学金等及び地域において本プログラムを運営するための資金の一部を支援します。

また、本コースで採用された学生は、「日本代表プログラム」の派遣留学生として、本制度の学生コミュニティや事前・事後研修等に参加することになります。

本要項は、奈良県奈良市の高等教育機関、地方公共団体及び地域の支援企業・団体等で構成する奈良市留学支援コンソーシアム（以下「本協議会」という。）が実施する「奈良を『開く』人材」グローバル人材育成プロジェクト（以下「本事業」という。）で募集する派遣留学生の要件やプログラムの内容等を定めたものです。

記

1. 趣旨

官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～「地域人材コース」は、海外での「異文化体験」や「実践活動」を焦点にした留学を推奨することにより、学生時代により多様な経験と、自ら考え行動できるような体験の機会を提供します。また、グローバルな視点で物事を考える能力を備えながら、奈良市（ローカル）の発展に情熱と愛情を注ぐグローバル人材を育てることを目的とし、産学官が協働してグローバル人材を育成する環境を整えます。企業でのインターンシップや学生が主体的に臨む留学を支援し、多様な学生のネットワーク（以下「留学生ネットワーク」という。）を形成し、自らの経験を新しい留学文化の醸成に還元してもらうことも目的としています。

2. 事業の概要

本事業では、①本協議会加盟大学に在籍、または②奈良市在住で、居住地から通学圏内の大学に在籍



している日本人学生に対し、諸外国への留学に必要な経費の一部を奨学金等として支給するとともに、留学経験の質を高めるため、留学の前後に行う研修（以下「事前・事後研修」という。）の提供（日本代表と奈良市の両プログラムに参加すること）、及び留学後の継続的な学習や交流の場としての留学生ネットワークの提供を行います。

留学先での活動計画は、在籍する大学の留学提携校の所在地をはじめとする諸外国で行われる学修活動と実践活動を組み合わせた計画とし、地域企業での事前・事後インターンシップ活動は在籍大学とも調整しながら自らが計画してください。

3. 求める人材像

本制度では次のような人材を支援します。

(1) 日本人学生であって、将来のグローバルリーダーとして、留学を通じて以下に掲げるような素養を身につけようという意欲を有する人材

- ・世界の人々との交流を通じた経験から学ぼうとする意欲
- ・社会のために貢献したいという高い志
- ・自らの志を具体化するための思考力と行動力
- ・失敗から試行錯誤しながらも挑戦し続ける強い精神力
- ・様々なことに好奇心、探究心を有し、未知の領域に対しても果敢に挑戦する姿勢
- ・集団活動においてイニシアチブをとり、周囲を巻き込む能力

(2) グローバル企業や国際機関等における活動を始め、世界で活躍したいという意欲、日本から世界に貢献したいという意欲、またはグローバルとローカルの視点を併せ持つグローバル人材として在学中はもとより卒業後も市内企業に就職する等、地域の発展に貢献しようとする意欲を有する人材

(3) 本制度で実施する事前・事後研修、派遣留学生ネットワーク等における教育課題や本制度における諸活動（留学先において日本や日本の地域の良さを発信する“アンバサダー活動”、帰国後に日本において留学の意義や成果を積極的に発信し留学機運醸成に寄与する“エヴァンジェリスト活動”、独自の情報システムを通じた企業や学生等との交流等）に主体的に参画する人材

本事業では、「受け入れる学生像」を示し、上記の人材像に加え、特に以下のような人材を支援します。

(4) 学力を重視するだけでなく、集団で学ぶことの大切さを理解し、学びの豊かさを知るための力を伸ばすことのできる素養のある人材

受け入れる学生像：仲間と助け合い、幾度も殻を破る力を備えた学生

4. 定義

本要項において、「派遣留学生」とは、①本協議会加盟大学に在籍、または②奈良市在住で、居住地から通学圏内の大学に在籍している大学生（学部生）で、本制度により奨学金等の支援を受ける学生をいいます。以下、「在籍大学」とは派遣留学生が在籍する大学をいいます。

5. 支援の対象

(1) プログラムの内容

＜地域独自プログラム＞

【3つのコースのうち1つを選択】

○留学等のプログラム^{※1}

- ・奈良市の発展に情熱と愛情を注ぐ人材を育てるため、「まほろば資源開発」「観光マネジメント」「異文化マーケティング」の3つの分野のコースを用意しています。
- ・本事業に参加する学生は、3つの分野のコースの中から1つを選択したうえで、
 - ◇海外留学(交流協定校、留学提携校等)
 - ◇海外での実践活動(インターンシップ、ボランティア、フィールドワーク、プロジェクトベースドラーニング等)
 - ◇地域の企業等での地域インターンシップの3項目について、具体的な活動内容やミッション等を自ら設計してください。

①(資源開発分野) まほろば資源開発コース

【概要】

「パターン化された観光からの脱却」「奈良らしい自然と環境を活かした資源開発」という地域の課題に応えることを目標とする。

【活動内容】

農林業(第一次産業)やバイオ産業、月ヶ瀬地区など豊かな自然環境、原風景を留める平城宮跡等々を素材として「新たなアイデアによる観光資源の開発」を課題とする活動。

【インターンシップ先業種の参考例】

農林業、バイオ関連企業、旅行代理店、観光事業者等新たな観光の提案や資源開発にかかわる業種全般

②(観光マネジメント分野) 観光マネジメントコース

【概要】

「急増する外国人観光客への対応力向上」という観光事業の課題に応えることを目標とする。

※1 留学先の受入機関について

在籍大学の交流協定校(留学提携校)や団体機関など。テーマに沿った計画を実践できる機関であれば、学生が独自に留学先の受入機関を選定することも可能。ただし、受入機関・受入校が存在し、かつ在籍大学において教育上有益な学修活動と認められることが条件。実践活動をする場合も、受入許可書等を発行できる機関に属する必要があります。

【活動内容】

外国人観光客のニーズに合う新しいサービスの考案や既存サービスの質の向上といった「経営が成り立つ観光マネジメント」を課題とする活動。

【インターンシップ先業種の参考例】

観光事業者、公共交通機関、小売・サービス業等外国人観光客の受入れにかかわる業種全般

③（異文化マーケティング分野）異文化マーケティングコース

【概要】

「インバウンド観光の実現」「奈良の広報力、魅力訴求力の向上」という地域の要望に応えることを目標とする。

【活動内容】

交流・広報・海外市場開拓等「海外に直接働きかける方法、仕掛けづくり」を課題とする活動。

【インターンシップ先業種の参考例】

観光事業者、旅行代理店、情報サービス業、広告代理店等地元の良さを発信したり、海外旅行者のニーズを受け取るにかかわる業種全般

【各コース共通】

○事前・事後研修

日本学生支援機構（以下「機構」という。）が実施する事前・事後研修への参加と、本協議会が実施する選考会、事前研修への参加が必須です。

○選考会（二次審査）

日時：2021年5月中旬

場所：奈良市役所 会議室

内容：留学計画のプレゼンテーションと面接

実施内容（追加資料の提出等）については、第一次審査通過者に対し在籍大学を通じて通知します。

※新型コロナウイルス感染症の状況により、会場の変更や選考会の内容変更の可能性があります。

<日本代表プログラム>（以下のプログラムへの参加が必須です。）

○事前および事後研修（機構が実施。1泊2日、各1回参加。）

【事前研修】

令和3年(2021年)8月(予定)

【事後研修】

令和3年度以内（2022年3月31日まで）に年10回程度（3月、9月、12月予定）機構が開催する事後研修のいずれか1回に参加してください。

- ・開催場所は関東及び関西を予定していますが、実施日時、実施方法については決まり次第、在籍大学等を通じ採用決定者宛てに通知します。



※新型コロナウイルス感染症の状況により、会場の変更やオンラインでの実施の可能性があります。

<本協議会プログラム> (以下のプログラムへの参加が必須です。)

○事前・事後インターンシップ (事前・事後併せて 20 日間以上)

・留学前後に、地域インターンシップを実施することにより、地域企業等について深く理解し、地域の活性化・地域への貢献方法を考察・検討でき、また地域企業等における即戦力として活躍することができるよう、20 日間以上のインターンシップを実施してください。

・活動する際は、「主体性を深める」、「自主的に学ぶ」ことに努め、事後インターンシップでは、事前インターンシップや留学で得た経験や成果を活かして地域への貢献、継続性のある課題解決策を提案できるよう努めてください。

○事前研修及びオリエンテーション (1 日)

開催時期：2021 年 7 月上旬 (予定)

開催地：法相宗大本山 薬師寺

実施内容：《事前研修》奈良を知り自己を見つめなおす機会を設けるための講義研修等

《オリエンテーション》講義や先輩留学生との交流等

研修会場までの交通費及び写経代 (納経料) (任意参加) 等の経費は参加者の自己負担となります。

詳細については、後日お知らせします。

○壮行会 (1 日)

開催時期：2021 年 8 月上旬 (予定)

開催地：奈良市役所 会議室 (予定)

実施内容：派遣留学生が留学に向けた決意表明を行い、本協議会の支援企業・団体の方々から激励をいただく場を予定しています。

詳細については、後日お知らせします。

○留学成果報告会 (1 日)

開催時期：2022 年 3 月 (予定)

開催地：奈良市役所 会議室 (予定)

実施内容：留学の活動報告や地域への貢献・活性化のためのアイデアについて、プレゼンテーション等での報告を予定しています。

詳細については、後日お知らせします。

(2) 留学計画の要件

支援の対象とする留学計画は次に掲げる要件を全て満たすものとします。

- ①令和3年(2021年)8月17日(火)以降に諸外国において留学が開始される(渡航日ではなく、プログラム開始日となります。)計画

※日本で開催される日本代表プログラムの事前研修に参加することが、留学開始の要件となります。

- ②諸外国における留学期間が28日以上計画

※留学期間とは、受入許可書等に基づく実際の活動の開始日から終了日までの期間のことであり、渡航及び帰国に係る期間は含まれません。

※留学期間終了後、1か月以内に帰国する必要があります。

- ③令和3年(2021年)12月31日(金)までに終了する計画(帰国日ではなく、プログラム終了日となります。)

- ④留学先における各受入機関(以下「留学先機関」という。)がそれぞれの留学開始前までに確保できる計画

※留学先機関とは、現地の法人・団体等の機関であり、個人による受入れは不可です。

※留学先機関がなく、毎月の在籍確認を取れない計画は支援対象となりません。

※応募時に留学先機関との接触状況を証明する書類等の提出は必須ではありません。ただし、採用が決定した後、速やかに留学先機関とのコンタクトを進めてください。出国までに留学先機関が未決定の場合、採用取消となる場合があります。

- ⑤日本の在籍大学等が、教育上有益な学修活動と認める計画

- ⑥留学の目的にあっており、受入許可証を発行できる留学先機関での実践活動が含まれている計画。

(例えば、語学学校と実践活動で2か月間の留学計画を考えた時、語学学校の履修プログラムに実践活動が含まれない場合、語学学校とは別に実践活動の拠点となる留学先機関が必須になります。)

※語学留学のみの計画は、支援の対象になりません。

- ⑦アンバサダー活動、エヴァンジェリスト活動が含まれている計画

※アンバサダー活動とは、留学先において日本や日本の地域の良さを発信する活動を指します。

例) 日本文化紹介、地域の魅力を発信する、和食をホストファミリーにふるまう

※エヴァンジェリスト活動とは、帰国後に留学機運醸成に寄与すべく、留学の魅力や留学で得た体験を周りに伝える活動を指します。場所や手段等については各自が実施可能な方法で行ってください。

例) 活動報告会の開催やwebでの発信

- ⑧留学先機関の所在地が、外務省の「領事サービスセンター(海外安全相談班)」の情報提供サービス等における「海外安全ホームページ」上「レベル2:不要不急の渡航は止めてください。」以上に該当する地域ではない計画

※危険情報及び感染症危険情報については、留学先機関の所在地が応募時点で「レベル2」以上であっても、応募・選考に差し支えありませんが、留学計画開始時点及び留学計画開始後に、「レベル2」以上となった場合は、原則として、月額奨学金の支給対象外となります。(ただ

し、新型コロナウイルス感染症等の状況により、速やかな帰国が困難と在籍大学等が判断する場合を除く。)

(3) 事前・事後インターンシップ計画の申請要件

支援の対象とするインターンシップ計画は、事前・事後の合計で少なくとも20日以上であるものとします。

6. 派遣留学生の選考における審査の観点

本事業の審査は、“産業界を中心に社会で求められる人材”、“グローバルとローカルの視点を併せ持つグローバルリーダーとして活躍できる人材”を育成するという観点と地域において留学機運を醸成するという観点を審査の基本方針として行います。

(1) 求める人材

本要項のP.3「3. 求める人材像」で示したような人材であること。

(2) 学修・実践活動計画

1) 学修・実践活動の目的、達成目標

①明確な目的、達成目標の設定

・審査の基本方針に応じた目的、達成目標が明確に設定されていること。

②達成目標の適切性

・学修・実践活動の達成目標が適切に設定されていること。

2) 実践的な取組

・実践活動の内容が、座学や知識の蓄積型ではない活動であること。また、審査の基本方針に応じた内容であること。

3) 学修・実践活動の発展性

・学修・実践活動により得た成果を、将来的に産業界を中心に活用できるようなビジョン、取組があること。また、審査の基本方針に応じた内容であること。

7. 支援の内容

派遣留学生には、奨学金、留学準備金及び授業料（以下「奨学金等」という。）が支給されます。

(1) 奨学金等の内訳

別紙1-1、別紙1-2、別紙2を参照。

※奨学金等の支援額は、応募時の留学計画における第1希望の留学先に基づいて決定されます。

(2) 奨学金等の支給方法

派遣留学生への奨学金等の支給は、在籍大学等を通じて口座振込により行います。

留学期間中は、奨学金受給のために、毎月、留学先機関での在籍の確認を報告する必要があります。



すので、在籍大学等との連絡を密にできるようにしてください。事務手続等についての詳細は別途案内します。

8. 支援予定人数

計画人数：4～6名 程度

※実際の支援人数は、応募・審査の状況等により変動します。

※機構の第二種奨学金に掲げる家計基準を超える学生は支援予定人数の1名程度を目安として支援対象とします。

9. 派遣留学生の要件

本制度で支援する派遣留学生とは、日本国籍を有する学生又は応募時までに日本への永住が許可されている学生で、次の(1)～(11)に掲げる要件を全て満たす学生になります。

(1) 本制度で実施する日本代表プログラムの事前・事後研修及び本事業のプログラム、派遣留学生ネットワーク（留学機運醸成のための活動、支援企業等に対する留学計画や活動報告・成果等の情報の提供を含む。）に参加する学生

(2) 日本の大学において、卒業又は学位取得を目的とした課程に在籍する学生

(3) 日本の在籍大学が派遣を許可し、留学計画書に記載された留学先機関が受入れを許可する学生

(4) 原則として、機構の第二種奨学金に掲げる家計基準を満たす学生

※家計基準の判定は、令和3年（2021年）4月1日時点の学籍身分（見込）で行ってください。在籍大学等に家計の所得がわかる直近の必要書類（源泉徴収票、確定申告書等）を提出し、家計基準を満たすか超えるかを確認してください。

※詳細は別紙1-1及び別紙1-2を参照してください。

(5) 留学に必要な査証を確実に取得し得る学生

(6) 留学終了後、日本の在籍大学等で学業を継続又は学位を取得する学生

※採択された留学計画の期間中であっても、卒業等により日本の大学等に在籍しなくなった場合は、派遣留学生の採用を取り消し、既に支給している奨学金等の返納を求めますので、在籍していた大学等を通じて速やかに本協議会へ連絡してください。

(7) 令和3年（2021年）4月1日現在の年齢が30歳以下である学生

(8) 留学中のインターンシップ等での報酬や他団体等から留学のための奨学金を受ける際には、その平均月額が、本制度による奨学金の支給月額を超えない学生

※他団体等から奨学金を受ける場合、当該奨学金支給団体側においては、本制度の奨学金との併給を認めない場合があるので、当該団体に確認してください。

※機構が実施する海外留学支援制度（協定派遣）との併給はできません。

※機構が実施する第一種・第二種奨学金の貸与を受けている学生は本制度の奨学金と併給が可能ですが、第一種・第二種奨学金の休止を希望する場合、在籍大学等の担当部署にて手続を行ってください。

(9) 本制度において過去に派遣留学生として採用されていない学生

※過去に派遣留学生として採用された後、本人の責によらず渡航前に辞退した学生は、支援の対象となります。また、高校生コース及び地域人材コース高校生等枠の派遣留学生として採用された学生も支援の対象となります。

(10) 本制度の令和3年度（第14期）の他のコース（理系、複合・融合系人材コース、新興国コース、世界トップレベル大学等コース、多様性人材コース、地域人材コースの他の地域事業）及び令和3年度（第7期）高校生コースに応募していない学生（既に上記のいずれかに応募しており、本コースへの応募を希望する学生は、上記の応募を取り下げることが可能）。

(11) 本協議会加盟大学に在籍する大学生（学部生）、または奈良市に在住し、近隣の大学に在籍し、通学する大学生（学部生）（コースや分野、課題と専攻との関連は問わない）

10. 派遣留学生を支援することができる在籍大学等の要件

派遣留学生を支援する在籍大学等は、次の(1)～(3)に掲げる要件を全て満たす必要があります。不明な点があれば、在籍大学の留学生担当部署等に確認してください。

(1) 留学中の派遣留学生の学修活動状況を適切に管理する体制がとられていること。

(2) 留学中の派遣留学生に対する適切な危機管理体制を有すること。

※在籍大学等は、文部科学省が定める「大学における海外留学に関する危機管理ガイドライン」を確認の上、別紙3「大学における海外留学に関する危機管理ガイドラインチェックリスト」に記載のある事項について対応できる体制を整備するよう努める必要があります。

(3) 派遣留学生の支援に係る事務手続を行う体制を有すること。

11. 応募書類の作成及び提出

応募者は、下記(1)で示した奈良市教育委員会ホームページ（奈良市ホームページ内）から、(2)に定める応募学生申請書類の様式をダウンロードして作成し、在籍大学等に提出してください。

なお、応募される留学計画は、在籍大学等により教育上有益な学修活動として認められる必要がありますので、**在籍大学等の担当部署等に相談の上、作成を進めてください。**

また、応募以後に転学が決定している場合であっても、応募書類の提出は応募時の在籍大学等へ行ってください。

(1) 奈良市教育委員会ホームページ（奈良市ホームページ内）

URL : <http://bit.ly/1KYhrrD>

(2) 応募学生申請書類

① 第14期官民協働海外留学支援制度留学計画書（様式1）

② 自由記述申請書及び留学先機関の受入許可書等、留学計画の実現性を証明できる文書等の写し

※②については、申請時に既に用意できている場合のみ添付してください。

※①②については、紙媒体に加え、電子媒体も併せて提出してください。

(3) 在籍大学等への提出期限

在籍大学等への提出期限は各在籍大学等にて設定されますので、担当部署等に直接確認してください。

※応募内容は日本語で作成してください。

※1 ファイル当たりデータ量を3MB以内におさえて作成してください。

※申請書類（紙媒体・電子媒体）は全てA4サイズに統一して作成してください。

※応募に当たっては、手引等を参照の上、作成してください。欠落（不足）や記入漏れ等があった際には、審査の対象とならない場合があります。

12. 申請書類の提出から支援までの流れ

※新型コロナウイルス感染症の状況により、内容に変更が生じる場合があります。

在籍大学への提出期限	在籍する大学で設定された期限
本協議会への提出期限	2021年3月31日（水）17時必着
第一次審査	2021年4月上旬～中旬 原則、提出いただいた書類での書面審査を行います。
第一次審査結果の通知	2021年4月23日（金） ※在籍する大学を通じ、応募学生宛てに通知します。 ※合格者には、第二次審査の詳細についても併せて通知します。
第二次審査	2021年5月中旬（予定） 場所：奈良市役所 会議室 審査方法：第一次審査通過者を対象として、本事業に対する学生の適性を確認するため、留学計画の発表を含む面接審査を行います。 ※面接審査に伴う旅費等は、応募学生の自己負担とします（P. 5 選考会参照）。
採否結果の通知	2021年6月中旬 在籍する大学を通じ、面接審査受験者宛てに通知します。
事前研修及びオリエンテーション（1日）	2021年7月上旬（予定） 本協議会が実施
機構主催の事前研修	P. 5 <日本代表プログラム>を参照。
事前インターンシップ	留学開始前適宜（事後インターンシップと併せて20日間以上） 地域の現状や課題を把握し、留学先の実践活動に活かす。
壮行会	2021年8月上旬（予定） 本協議会が実施

海外留学 (28日以上)	※2021年8月17日以降に留学が開始され、2021年12月31日までに終了(※帰国日ではなく、プログラム終了日)する計画に限る。ただし、留学開始前に日本で開催される機構主催の事前研修に参加できる計画に限る。
機構主催の事後研修	P. 5 <日本代表プログラム>を参照。
事後インターンシップ	帰国後適宜(事前インターンシップと併せて20日間以上) 留学の経験を活かした地域課題の解決策の提案を行う。
留学成果報告会	2022年3月(予定) 留学の活動報告や地域への貢献・活性化のためのアイデアについて、プレゼンテーション等での報告を予定しています。

13. 日本代表プログラムの事後研修への参加と留学状況報告書の提出(留学終了後)

派遣留学生は、原則として令和3年度以内(2022年3月31日まで)に、年10回程度(3月、9月、12月予定)開催する日本代表プログラムの事後研修(2日間)のいずれか1回に参加する必要があります。また、日本代表プログラムの事後研修参加後1か月以内に「留学状況報告書」を在籍大学等に提出してください。提出様式、提出方法についての詳細は別途案内します。

14. 留学計画等の変更

採用決定後に、留学の時期や留学先機関等に変更が生じ、留学計画の内容や支給月数に影響を及ぼすことが明らかになった場合、派遣留学生は在籍大学等を通じて速やかに本協議会に変更申請の手続きをとる必要があります。なお、計画変更に伴う支援額の増額は認められません。

※選考期間中に変更が生じた場合であっても、計画変更の手続きは採用決定後になります。

変更後の計画内容によっては、再審査の対象となり計画変更が承認されず、採用取消しになる場合もありますので御留意ください。

15. 採用取消し又は支援の打ち切り等

本協議会は、以下のような場合に派遣留学生の採用を取り消し、既に支給している奨学金等の全額又は一部について返納を求めることがあります。

- (1) 本要項「5. (2) 留学計画の要件」「9. 派遣留学生の要件」を満たさなくなった場合
- (2) 留学先機関において懲戒処分を受ける等、留学の中止が適当であると認められた場合
- (3) 採択された留学計画の内容に大幅な変更があり、再審査の結果、不承認と判定された場合や、自己都合により途中で辞退する場合
- (4) 応募内容に悪質な虚偽があると認められた場合
- (5) 学業不振、素行不良等が極めて顕著で、本制度による支援を受けるにふさわしくないと本協議会が判断した場合

16. その他留意事項等



派遣留学生は、留学に当たって現地の安全情報に十分注意し、留学開始後も随時状況確認ができるよう、在籍大学等や留学先機関と連絡を密にするようにしてください。

留学に関する安全情報の収集手段として、外務省の「領事サービスセンター（海外安全相談班）」の情報提供サービス等を活用してください。なお、留学先の国・地域の状況から安全な渡航・滞在が困難と判断した場合には、留学先の国・地域の変更を指示することや派遣留学生としての支援を見合わせる場合があります。

また、渡航後は、日本大使館や総領事館に在留届を提出してください（海外に3か月以上滞在する際には在留届の提出が義務付けられています。）。在留期間が3か月未満の場合についても、「たびレジ」に登録することで在留届と同様に緊急情報の提供を受けられるので登録をするようにしてください。（たびレジ：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>）

[海外安全情報等照会先]

外務省領事局 領事サービスセンター（海外安全相談班）

〒100-8919 東京都千代田区霞が関2-2-1（外務省庁舎内）

TEL：（代表）03-3580-3311

ウェブサイト http://www.anzen.mofa.go.jp/about_center/index.html

なお、派遣留学生の支援を行う在籍大学等は、別紙3「大学における海外留学に関する危機管理ガイドラインチェックリスト」に記載のある事項に関し、必要な手続き等（留学中の連絡先の登録、海外旅行保険の加入等）について対応できる体制を整備するよう努める必要があります。チェックリストに記載のある事項に関して必要な手続き等については、在籍大学等に確認の上、必ず行ってください。

その他、留学に関する情報収集の手段として、機構ウェブサイト等を活用できます。

[留学情報等照会先]

- ・独立行政法人日本学生支援機構ウェブサイト 海外留学支援サイト

<http://ryugaku.jasso.go.jp/>

- ・トビタテ！留学JAPANウェブサイト 留学大図鑑

<https://tobitate.mext.go.jp/zukan/>

17. 面接審査受審上の配慮申請について

身体等に障害があり、面接審査を受審するに当たり配慮が必要となる場合は、その種類・程度に応じた配慮を行いますので、事前に在籍大学等を通じて、本協議会に相談してください。

18. 個人情報の取り扱いについて

本制度への応募に関して提出された個人情報は、本制度のみに利用されます。この利用目的のため



適正な範囲において、大学等教育機関、在外公館、行政機関、公益法人、業務委託先及び機構等に対し、必要に応じて共有されますが、その他の目的には利用されません。

なお、本協議会では、事業の活動の広報等を目的として、派遣留学生として採用された学生の研修等で撮影した写真、大学名、氏名、留学計画の内容、並びに活動状況について、市のホームページ、SNS、報道等で使用することがあります。予めご了承くださいますようお願いいたします。原則として公開を了承いただいた上で応募をお願いします。

19. 在籍大学等からの照会先 (学校担当者専用)

※応募者は、在籍大学等を通じて各手続及び質問等を行ってください。

トビタテ！留学 JAPAN ウェブサイトに FAQ の掲載がありますので、こちらもご参照ください。

<https://www.tobitate.mext.go.jp/faq/index.html>

奈良市留学支援コンソーシアム事務局

住所：〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市教育委員会 教育部 地域教育課内

電話：0742-34-5471（ダイヤルイン） F A X：0742-34-5473

電子メール：tobitate@city.nara.lg.jp

受付時間：午前8：30～17：15 ※土・日・祝日を除く

令和3年度(2021年度)奨学金等の内訳(地域人材コース)

<機構第二種奨学金に掲げる家計基準を満たす学生用>

(別紙1-1)

支援内容	支給内容	支給時期	
奨学金	北米、シンガポール、欧州(一部国・地域※を除く)、中近東 ※除外国・地域 アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア	160,000円	原則、当該月に支給
	アジア(シンガポールを除く)・大洋州・中南米・アフリカ及び上記除外国・地域	120,000円	
	<ul style="list-style-type: none"> ・留学開始月または留学終了月であるか否かを問わず、留学期間中は、奨学金の月額を支給します。 ・ただし、<u>ひと月の留学日数が15日未満になる場合は、当該月の奨学金を支給しません。</u> ・また、総留学期間が28日未満の場合は、支援の対象外です。 		
留学準備金	○事前・事後研修参加費 事前・事後研修参加のための国内旅費等の一部 ・事前・事後研修は2地区(関東・関西)で開催予定。開催時期、参加会場については、在籍大学等及び本人宛に別途通知します。 ・在籍する大学等のキャンパスが位置する都道府県に応じて、別添2のとおり参加費を支給します。 ・オンラインでの実施となった場合は、支援の対象外です。		各研修参加後に支給
	○往復渡航費 本制度による留学先への渡航及び帰国のための往復渡航費の一部 ・他団体等から渡航・帰国にかかる支援を受ける場合は、往復渡航費は支給されません。 アジア地域 : 100,000円 (アフガニスタン、インド、インドネシア、韓国、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、台湾、中国、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブータン、ブルネイ、ベトナム、香港、マカオ、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、モンゴル、ラオス) 上記以外の地域 : 200,000円		
授業料	留学先における授業料相当額(学費・登録料) : 上限300,000円 ・学生交流に関する協定等により、留学先機関において授業料不徴収又は全額免除となっている場合は支給されません。授業料一部免除の場合は、授業料から免除分を除いた差額が支給対象となります。 ・海外の留学先機関が本人宛てに発行した請求書をもって授業料相当額を支払います。ただし、大学間交流協定に基づく交換留学による場合で、留学先機関から在籍大学等宛てに請求があり、その請求に基づき在籍大学等から本人宛てに請求を行う場合は、その請求書に基づき授業料相当額を支払います。 ・授業料相当額(学費・登録料)が明確に区分できない場合は支給されません。 ・宿泊費、食費、渡航費、保険料、ビザ申請料、空港諸税、留学中の交通費・通学費・旅費、大学運営経費、研究室運営経費、教材費、実験機器購入費、留学斡旋業者手数料は授業料相当額に含みません。		原則、留学開始前に支給

(注) 派遣留学生への奨学金等の支給は在籍大学等を通じて、それぞれ以下のとおり行う。なお、奨学金については、在籍大学等において毎月(回)在籍確認を行った上で支給する。

- ・奨学金: 「原則、令和3年度中支給予定分を一括で、地域協議会から在籍大学等へ送金」→「在籍大学等から派遣留学生へ支給」
- ・留学準備金(事前・事後研修参加費): 「事前・事後研修への参加確認後に、地域協議会から在籍大学等へ送金」→「在籍大学等から派遣留学生へ支給」
- ・留学準備金(往復渡航費): 「渡航前に、地域協議会から在籍大学等へ送金」→「在籍大学等から派遣留学生へ支給」
- ・授業料: 「原則、奨学金の支給に合わせて、授業料発生前に地域協議会から在籍大学等へ送金」→「在籍大学等から派遣留学生へ支給」

令和3年度(2021年度)奨学金等の内訳(地域人材コース)

<機構第二種奨学金に掲げる家計基準を**超える**学生用>

(別紙1-2)

※支援予定人数全体の内、1割程度を支援予定

支援内容	支給内容		支給時期
奨学金	留学先地域を問わず一律	60,000円	原則、当該月に支給
	・上記以外は、「機構第二種奨学金に掲げる家計基準を満たす学生」と同じ		
留学準備金	○事前・事後研修参加費 「機構第二種奨学金に掲げる家計基準を満たす学生」と同じ		各研修参加後に支給
	○往復渡航費 「機構第二種奨学金に掲げる家計基準を満たす学生」と同じ		原則、渡航前に支給
授業料	留学先における授業料相当額(学費・登録料) 「機構第二種奨学金に掲げる家計基準を満たす学生」と同じ		原則、留学開始前に支給

(注) 派遣留学生への奨学金等の支給は在籍大学等を通じて、それぞれ以下のとおり行う。なお、奨学金については、在籍大学等において毎月(回)在籍確認を行った上で支給する。

- ・奨学金: 「原則、令和3年度中支給予定分を一括で、地域協議会から在籍大学等へ送金」→「在籍大学等から派遣留学生へ支給」
- ・留学準備金(事前・事後研修参加費): 「事前・事後研修への参加確認後に、地域協議会から在籍大学等へ送金」→「在籍大学等から派遣留学生へ支給」
- ・留学準備金(往復渡航費): 「渡航前に、地域協議会から在籍大学等へ送金」→「在籍大学等から派遣留学生へ支給」
- ・授業料: 「原則、奨学金の支給に合わせて、授業料発生前に地域協議会から在籍大学等へ送金」→「在籍大学等から派遣留学生へ支給」

事前・事後研修参加費支援内容

会場	大学等(キャンパス)が所在する都道府県	支援内容 (前泊なし)	支援内容 (前泊あり)
関東	北海道、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	50,000円	54,000円
	鳥取県、島根県、山口県、徳島県、愛媛県、香川県、高知県	40,000円	44,000円
	青森県、秋田県、広島県	25,000円	29,000円
	岩手県、福井県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県	20,000円	24,000円
	宮城県、山形県、新潟県、富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県	15,000円	19,000円
	福島県、長野県	10,000円	14,000円
	茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、静岡県	5,000円	9,000円
	東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県	0円	0円
関西	北海道	60,000円	64,000円
	青森県、岩手県、秋田県、沖縄県	50,000円	54,000円
	長崎県、宮崎県	40,000円	44,000円
	宮城県、山形県、福島県、新潟県、大分県、鹿児島県	30,000円	34,000円
	栃木県、群馬県、熊本県	25,000円	29,000円
	茨城県、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、福岡県、佐賀県	20,000円	24,000円
	山梨県、長野県、山口県、愛媛県	15,000円	19,000円
	富山県、静岡県、広島県、島根県、高知県	10,000円	14,000円
	福井県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県、鳥取県、岡山県、徳島県、香川県	5,000円	9,000円
	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	0円	0円

※「前泊あり」の支援は、事前・事後研修実施日程の都合上、前泊しなければ機構指定の集合時間に参集できない場合に限る。

大学における海外留学に関する危機管理ガイドラインチェックリスト

1. 「自分の身は自分で守る」という学生の意識啓発に向けた取組の実施

1-1 「自分の身は自分で守る」という基本原則

渡航先の治安状況を学生自身が事前に熟知し、日本にいるときは意識を切り替えることにより事件・事故を防ぐことができることを学生に理解させるよう指導しているか。

1-2 「自分の身は自分で守る」ための心構え

学生に対して、「自分の身は自分で守る」ための心構えについて指導する機会を設けているか。

1-3 危機等に関する情報収集のためのツールやその活用方法について

学生が留学計画の渡航先を決定する上で、危機等に関する情報を収集する必要性や外務省の海外安全HP等情報収集のためのツールについて学生に指導しているか。

1-4 留学中の連絡先の登録について

渡航先での連絡先や国内の緊急連絡先を登録するよう指導しているか。危機事象が発生した場合に備え、留学中は常に所在を明らかにするよう、留学前に学生に指導しているか。

渡航先での連絡先、国内の緊急連絡先の登録方法等について具体的に指導しているか。

在留届や「たびレジ」の登録の必要性や手続きについて周知しているか。

1-5 事件・事故等に巻き込まれた場合の対応

海外留学中に生命、身体が危険にさらされるような事態が生じた場合は在外公館の援護等を依頼することが重要であることを周知しているか。また、渡航前に学生に渡航先の在外公館の連絡先を確認させているか。

危機事象の発生の場合の大学側の窓口を事前に学生に周知しているか。

危機事象の発生の場合の学生や保護者からの相談体制は構築されているか。

1-6 海外旅行保険について

海外旅行保険に加入させているか。その際に補償内容を確認し、保護者にも共有させているか。

大学が学生や保護者から保険加入にあたって助言できるような体制が整備されているか。

2. 大学における危機管理体制の整備

2-1 意思決定ルートの確立

学生が事件・事故に巻き込まれた場合の対応策の決定方法、決定過程、最終的な決定に関し、権限と責任が明確となっているか。

2-2 意思決定の判断基準の策定

外務省の危険情報に応じて注意喚起発出の有無、留学継続の可否等の判断基準を設け、学生に周知共有されているか。

2-3 学生の海外留学状況の把握

学生の海外留学について、渡航期間、渡航場所、滞在場所などの情報を学生に届出させる体制整備がなされているか。

2. 大学における危機管理体制の整備(つづき)

2-4 留学中の渡航先及び国内連絡先の把握

危機事象発生時に渡航中の学生に情報の伝達、注意喚起、安否確認ができるよう連絡ルートを確認しているか。

学生が事件・事故に巻き込まれた場合にすみやかに連絡が取れるよう国内の学生の緊急連絡先などを把握する体制を整えているか。

学生が事件・事故に巻き込まれた場合に連絡が取れるよう渡航先の最寄りの在外公館の連絡先を把握しているか。

2-5 大学における学生からの連絡窓口の設置

学生が事件・事故に巻き込まれた場合に日本の在籍大学にも連絡を取れるように指導をしているか。

休暇中や夜間を含めた学生からの緊急連絡を受けることができる体制整備をしているか。

2-6 学生の連絡先等に関する安全情報の収集

大学は、各国在外公館HPや「たびレジ」を活用し、学生の渡航先の安全情報を収集し、活用しているか。

安全情報の確認のための学内体制を整備し、危険度に応じてあらかじめ対応方針を定め、マニュアルとして共有しているか。

学生が事件・事故に巻き込まれた場合の在外公館を通じた情報収集や現地における情報収集ができる体制を整備しているか。

2-7 学生の連絡体制の確認・共有

関係者間であらかじめ情報伝達ルートを確認し、共有されているか。特に執行部への迅速な伝達体制が整備されているか。

2-8 関係省庁の連絡先の確認・共有(文部科学省及び外務省)

関係する省庁に情報共有・相談がなされる体制が整備されているか。

2-9 巻き込まれた学生や周囲の学生等のケア

学生が事件・事故に巻き込まれた場合、家族との連絡や必要なサポートを行う体制を整備しているか。

事件・事故に巻き込まれた学生の周囲にいる学生に対してもケアできる体制が整備されているか。

2-10 対外的対応

外部からの問い合わせへの対応のルールを定めているか。対応者として学内責任者から一元的に対応する体制となっているか。